目標指標

目標指標		現状値（R5）	目標値（R10）
子育てに関する不安感や負担感 「非常に不安や負担を感じる」および「なんとなく不安や負担を感じる」の合計割合の低下			
	就学前児童保護者	４９．０%	４５．０%以下
	小学生児童保護者	４７．５%	４５．０%以下
子育て支援を感じたことがあるか 「感じたことがある」の割合の増加			
	就学前児童保護者	５９．７%	６４．０%以上
	小学生児童保護者	４４．８%	４６．０%以上
幸福感 「あなたは、現在どの程度幸せですか（０点～10 点）」の平均点の上昇）			
	就学前児童保護者	７．２５点	７．５点以上
	小学生児童保護者	６．９４点	７．２点以上
結婚願望 「したい」および「どちらかと言えばしたい」の合計割合の増加			
	若者（17・18 歳）	７０．９%	７５．０%以上
こどもを持ちたいか 「持ちたい」および「どちらかと言えば持ちたい」の合計割合の増加			
	若者（17・18 歳）	６３．３%	７５．０%以上

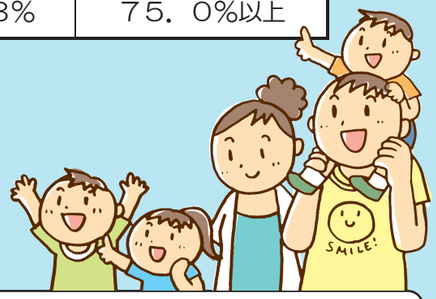

養老町こども計画　概要版

令和７年３月

発　行：養老町住民福祉部子ども課

所在地：〒503-1392　岐阜県養老郡養老町高田 798

TEL：0584-32-5078　FAX：0584-32-2686

養老町こども計画　概要版
みんなではぐくむ　こどもまんなか養老

こども計画とは？

国が定めた「こども大綱」がめざす『こどもまんなか社会』を実現していくために、各自治体が取り組んでいく施策をまとめた計画です。

計画の位置付け

こども基本法第 10 条（都道府県こども計画等）においては、市町村はこども大綱・都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」を定めるよう努めることとされています。

養老町まちづくりビジョンを上位計画とし、養老町地域福祉計画、養老町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、健康増進計画、食育推進計画、自殺対策行動計画など、町の関連計画との整合性を図るとともに、これまで策定していた「子ども・子育て支援事業計画」を包含する形で策定しました。

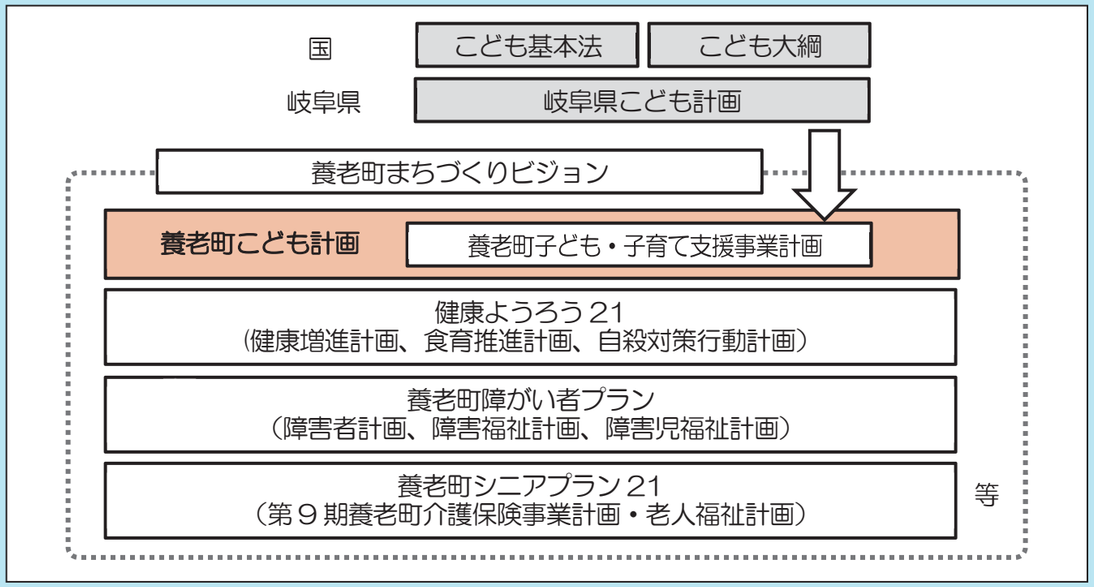

計画期間　　令和７年度～令和 11 年度

	R6（2024）	R7（2025）	R8（2026）	R9（2027）	R10（2028）	R11（2029）	R12（2030）
養老町		養老町こども計画					次期

こども・若者を取り巻く課題

- すべての主体が、少子化対策の視点をもつことが必要です
- こどもと家庭への切れ目ない支援が必要です
- 多様化する保育ニーズへの対応が必要です
- 人材の確保と専門性のさらなる向上が必要です
- こどもの居場所をつくることが必要です
- 健やかな成長を促すフィールドの確保と地域社会全体での協働が必要です
- 様々な困難を抱えるこどもと家庭への支援が必要です
- 仕事と子育てが両立できる環境づくりが求められます
- 安心・安全の確保が求められます

基本目標１　ライフステージに応じた切れ目のない支援の充実

基本施策１	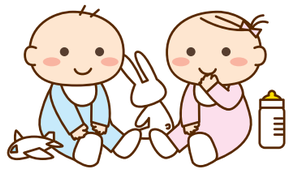 母親の妊娠期～乳幼児期の支援 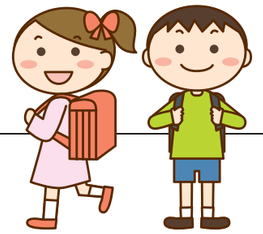	《母子保健の推進》 ➢　女性の健康診査の推進 ➢　両親学級等の充実 ➢　不妊相談への支援、治療費の助成　等 《多胎児への支援》 ➢　多胎児への継続的な支援 《幼児教育・保育サービス》 ➢　教育・保育内容の充実 ➢　幼児教育・保育サービスの確保　等 《一時的な預かりサービスの充実》 ➢　延長保育の推進 ➢　ファミリー・サポート・センター事業の推進　等 《親子が集える場・相談できる場の提供》 ➢　地域子育て支援拠点事業の推進 ➢　児童館の充実 ➢　総合的な相談体制の充実　等
基本施策２	学童期・思春期の支援	《教育の充実・推進》 ➢　学校教育の充実 ➢　いじめや不登校などへの対応 ➢　インクルーシブの概念の浸透とインクルーシブ教育の推進　等 《留守家庭児童対策の推進》 ➢　留守家庭児童教室の充実 ➢　放課後子ども教室の推進　等 《健康づくり・食育》 ➢　給食を通じた食育の推進 ➢　栽培・収穫から調理までの体験学習の実施
基本施策３	青年期の支援	➢　青少年育成事業 ➢　MS リーダーズ、MSJ リーダーズによる街頭啓発活動 ➢　婚活支援の充実　等
基本施策４	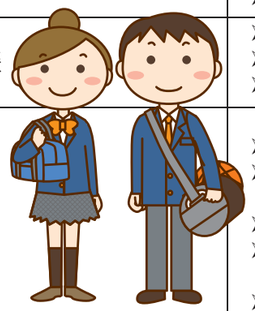 ライフステージ全般の支援	《文化・スポーツ活動の推進》 ➢　スポーツ教室の開催 ➢　講座・イベント等の充実　等 《交流の場・機会づくり》 ➢　子どもの遊び場整備事業 ➢　三世代交流の推進 《健康づくり》 ➢　「健康ようろう 21」による施策の普及啓発 《防犯・交通安全・防災の推進》 ➢　学校等における防犯対策の推進 ➢　子ども 110 番の家の推進 ➢　安全安心なインターネット環境の実現に向けた情報リテラシーの習得支援　等 《ひきこもり対策》 ➢　ひきこもり事案へのアプローチ手法の検討　等 《自殺対策》 ➢　「自殺対策行動計画」との連携

基本目標２　困難な状況にあるこどもへの支援の充実

基本施策５	障がい児・医療的ケア児等への支援	《障がい児支援》 ➢　障がいの早期発見、療育の推進 ➢　児童発達支援事業所（そよかぜ教室）の充実 ➢　就学前の発達相談支援　等 《医療的ケア児等への支援》 ➢　医療的ケア児対策の推進
基本施策６	児童虐待防止対策と社会的養護の推進	《虐待防止関係機関の連携》 ➢　児童虐待防止の啓発 ➢　児童虐待の早期発見・早期対応　等 《相談体制の充実》 ➢　こども家庭センターの設置（関係機関の連携） ➢　こどもの居場所づくり
基本施策７	貧困対策とひとり親家庭・ヤングケアラーへの支援	《貧困対策とひとり親家庭への支援》 ➢　ひとり親家庭の自立支援の推進 ➢　ひとり親家庭への経済的支援 ➢　自立相談支援事業等の情報提供 ➢　こども家庭センターでの対応　等 《ヤングケアラーへの支援》 ➢　ヤングケアラー事案の早期発見 ➢　ヤングケアラーへの対策

基本目標３　子育て当事者への支援の充実

基本施策８	子育てに関する経済的負担の軽減	➢　福祉医療費助成事業 ➢　保育料の軽減 ➢　子育て世代公共交通利用支援事業　等
基本施策９	職業生活と家庭生活の調和	➢　ワーク・ライフ・バランスの意識啓発 ➢　地域の子育て支援への意識啓発 ➢　時間外勤務の縮減　等

基本目標４　社会全体で支援する環境の構築

基本施策 10	子育て意識の醸成	➢　こども基本法等の周知・啓発 ➢　広報ようろうを通じた普及啓発 ➢　町ホームページでのＰＲ ➢　若い世代の子育て意識の醸成　等
基本施策 11	こども・若者の意見反映とこども施策の推進基盤づくり	➢　こども・若者の声の反映 ➢　男女共同参画関連イベントの開催 ➢　公立園・私立園の連携 ➢　子育て支援団体の育成　等

こども・若者の意見

意見	施策展開
・生まれてから 18 歳になるぐらいまでの継続的な支援をお願いしたい ・若者支援を必要としている方への支援が不十分なのではないか	〔基本目標１〕 ライフステージに応じた切れ目のない支援の充実
・若者が行きやすい場所が必要 ・こどもが遊ぶ場所がほしい。	【基本施策４】 ライフステージ全般の支援 《交流の場・機会づくり》
・高校、大学はお金がかかるので、支援があると進路の幅が広がる	【基本施策８】 子育てに関する経済的負担の軽減